

令和2年 第3回国東市議会定例会 提出議案

| | | |
|------------|--|------|
| 報告 第11号 | 専決処分の報告について(工事請負契約の変更について) | P 1 |
| 報告 第12号 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の算定について | P 3 |
| 報告 第13号 | 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の算定について | P 4 |
| 認定 第1号 | 令和元年度国東市一般会計歳入歳出決算の認定について | P 5 |
| 認定 第2号 | 令和元年度国東市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について | P 6 |
| 認定 第3号 | 令和元年度国東市立国東自動車学校特別会計歳入歳出決算の認定について | P 7 |
| 認定 第4号 | 令和元年度国東市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について | P 8 |
| 認定 第5号 | 令和元年度国東市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について | P 9 |
| 認定 第6号 | 令和元年度国東市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について | P 10 |
| 認定 第7号 | 令和元年度国東市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について | P 11 |
| 認定 第8号 | 令和元年度国東市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について | P 12 |
| 認定 第9号 | 令和元年度国東市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について | P 13 |
| 認定 第10号 | 令和元年度国東市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について | P 14 |
| 認定 第11号 | 令和元年度国東市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について | P 15 |
| 認定 第12号 | 令和元年度国東市民病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について | P 16 |
| 議案 第55号 | 令和2年度国東市一般会計補正予算(第5号) | P 17 |
| 議案 第56号 | 令和2年度国東市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号) | P 18 |

| | | |
|--------------|--|-------|
| 議案 第 57 号 | 令和 2 年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算(第 2 号) | P 1 9 |
| 議案 第 58 号 | 令和 2 年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号) | P 2 0 |
| 議案 第 59 号 | 令和 2 年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定第 1 号) | P 2 1 |
| 議案 第 60 号 | 令和 2 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号) | P 2 2 |
| 議案 第 61 号 | 令和 2 年度国東市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号) | P 2 3 |
| 議案 第 62 号 | 令和 2 年度国東市水道事業特別会計補正予算(第 2 号) | P 2 4 |
| 議案 第 63 号 | 令和 2 年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第 2 号) | P 2 5 |
| 議案 第 64 号 | 令和 2 年度国東市工業用水道事業特別会計補正予算(第 1 号) | P 2 6 |
| 議案 第 65 号 | 令和 2 年度国東市民病院事業特別会計補正予算(第 1 号) | P 2 7 |
| 議案 第 66 号 | 国東市介護保険条例等の一部改正について | P 2 8 |
| 議案 第 67 号 | 国東市漁港管理条例の一部改正について | P 3 0 |
| 議案 第 68 号 | 国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について | P 3 3 |
| 議案 第 69 号 | 国東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | P 3 5 |
| 議案 第 70 号 | 国東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について | P 3 6 |
| 諮問 第 5 号 | 人権擁護委員の推薦について | P 3 8 |

報告 3 件
認定 1 2 件
議案 1 6 件
諮問 1 件
計 3 2 件

報告第 11 号

専決処分の報告について(工事請負契約の変更について)

工事請負契約の変更をすることについて、市長の専決処分事項に関する条例(平成 20 年国東市条例第 22 号) 第 4 号の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 180 条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

専決処分書

次のように工事請負契約の一部を変更することについて、市長の専決処分事項に関する条例(平成20年国東市条例第22号)第4号の規定に基づき下記のとおり専決処分する。

令和2年8月4日

国東市長 三河 明史

記

1. 工 事 名 平成31年度(債務)
 国東市義務教育学校新設校舎等建設工事(電気設備工事)
2. 契約締結年月日 令和元年7月24日
3. 契約の相手方
 受 注 者 大徳電業株式会社
 大分市牧1丁目4番13号
 代表取締役 秋吉 素史
4. 契約変更事項 契約金額「170,749,700円」を
 「177,255,100円」とする。

報告第 12 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の
算定について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和元年度決算に基づく健全化判断比率について、監査委員の意見をつけて、次のとおり報告する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

令和元年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

| 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|----------|-----------|---------|----------|
| — | — | 7. 4 | — |
| (13. 08) | (18. 08) | (25. 0) | (350. 0) |
| [△3. 64] | [△11. 71] | | [△48. 1] |

(備考)

- 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率がないため「—」としている。
- 2 括弧書き内は、同法に基づく早期健全化基準。
- 3 そで括弧書き内の実質赤字比率、連結実質赤字比率は、実質黒字額による比率のため、負の値で表示している。また、将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回るため、負の値で表示している。

報告第 13 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の
算定について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和元年度決算に基づく下記特別会計毎の資金不足比率について、監査委員の意見をつけて、次のとおり報告する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

令和元年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

| 特別会計の名称 | 資金不足比率 | 備考 |
|-----------------------|----------------|--|
| 公共下水道事業特別会計 | — 〔△ 25.9〕 | 1 各特別会計ともに資金不足比率はない。 2 同法に基づく経営健全化基準は各特別会計毎に 20.0%。 3 そで括弧書き内は、資金剰余額による比率であり、負の値で表示している。 |
| 特定環境保全 公共下水道事業特別会計 | — 〔△ 21.4〕 | |
| 農業集落排水事業特別会計 | — 〔△ 22.4〕 | |
| 水道事業特別会計 | — 〔△ 29.6〕 | |
| 工業用水道事業特別会計 | — 〔△ 169.7〕 | |
| 市民病院事業特別会計 | — 〔△ 20.1〕 | |

認定第 1 号

令和元年度国東市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度国東市一般会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

認定第 2 号

令和元年度国東市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度国東市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

認定第 3 号

令和元年度国東市立国東自動車学校特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度国東市立国東自動車学校特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

認定第 4 号

令和元年度国東市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度国東市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

認定第 5 号

令和元年度国東市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度国東市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

認定第 6 号

令和元年度国東市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度国東市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

認定第 7 号

令和元年度国東市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度国東市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

認定第 8 号

令和元年度国東市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度国東市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

認定第 9 号

令和元年度国東市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度国東市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

認定第 10 号

令和元年度国東市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和元年度国東市水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

認定第 11 号

令和元年度国東市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和元年度国東市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

認定第 12 号

令和元年度国東市民病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和元年度国東市民病院事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 55 号

令和 2 年度国東市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 2 年度国東市一般会計補正予算（第 5 号）を別紙のとおり定める。

令和 2 年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 56 号

令和 2 年度国東市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度国東市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり定める。

令和 2 年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 57 号

令和 2 年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり定める。

令和 2 年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 58 号

令和 2 年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり定める。

令和 2 年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 59 号

令和 2 年度国東市介護保険事業特別会計補正予算（保険事業勘定第 1 号）

令和 2 年度国東市介護保険事業特別会計補正予算（保険事業勘定第 1 号）を別紙のとおり定める。

令和 2 年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 60 号

令和 2 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり定める。

令和 2 年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 61 号

令和 2 年度国東市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度国東市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり定める。

令和 2 年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 62 号

令和 2 年度国東市水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度国東市水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり定める。

令和 2 年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 63 号

令和 2 年度国東市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度国東市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり定める。

令和 2 年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 64 号

令和 2 年度国東市工業用水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度国東市工業用水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり定める。

令和 2 年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 65 号

令和 2 年度国東市民病院事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度国東市民病院事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり定める。

令和 2 年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 66 号

国東市介護保険条例等の一部改正について

国東市介護保険条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市介護保険条例等の一部を改正する条例

第 1 条 国東市介護保険条例(平成 18 年国東市条例第 151 号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

第 2 条 国東市後期高齢者医療に関する条例(平成 20 年国東市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

第 3 条 国東市債権管理条例(平成 25 年国東市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の第1条の規定による改正後の国東市介護保険条例附則第2項、第2条の規定による改正後の国東市後期高齢者医療に関する条例附則第2条及び第3条の規定による改正後の国東市債権管理条例附則第2項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(国東市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 国東市介護保険条例の一部を改正する条例(平成21年国東市条例第48号)の一部を次のように改正する。

附則中第2項を削り、第3項を第2項とする。

提案理由 租税特別措置法の改正により、関係条例の一部を改正する必要がある
ので提出する。

議案第 67 号

国東市漁港管理条例の一部改正について

国東市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市漁港管理条例の一部を改正する条例

国東市漁港管理条例（平成 18 年国東市条例第 195 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「を除く。）を使用しようとする者」を「及び第 11 条第 1 項の規定により市長が指定する施設を除く。）を当該施設の目的（法第 3 条各号に区分された漁港施設の目的をいう。）に従い利用しようとする者（第 12 条の規定により施設を使用する者を除く。）」に改め、「輸送施設」の次に「及び漁港環境整備施設」を加える。

第 11 条第 1 項第 1 号中「甲種漁港施設」の次に「（法第 39 条第 5 項の規定により市長が指定する区域内に存する施設に限る。次条において同じ。）」を加える。

第 12 条第 1 項中「区域」の次に「（法第 39 条第 5 項の規定により市長が指定する区域に限る。）」を加える。

第 14 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とする。

第 15 条第 2 項中「前条第 2 項から第 5 項」を「前条第 2 項から第 4 項」に改める。

第 17 条第 2 号中「第 11 条第 2 項の」の次に「規定による」を加える。

第 22 条第 3 号中「第 16 条第 2 項」を「第 16 条第 1 項」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1(第14条関係)

使用料等

| 名称 | 区分 | | 単位 | | 金額 | 備考 |
|-----|----------------|------------------------|------------------|----------|------|-----------------------------------|
| 使用料 | 岸壁 (係留指定施設) | 総トン数 50 トン未満の船 舶 | 12時間以内 のとき | 1隻1 回 | 202円 | 1 公用船、漁 船、救助船 及び避難船 について |
| | | | 12時間を超 え24時間以 | | 269円 | |

| | | | | | |
|-----------------------|------------------------|---|-----------|---|--|
| 設を 除 く。) | | 内 の と き | | | は、免除す る。 2 定期船に ついては、 左記使用料 の額の半額 とする。 |
| | | 24時間を超 えるとき | | 269円に、24 時間を超える 12時間ごとに 135円を加算 した額 | |
| | 総トン数 50 トン以上の船 舶 | 12時間以内 のとき | 1トン 1回 | 4円3銭 | |
| | | 12時間を超 え24時間以 内のとき | | 5円37銭 | |
| 24時間を超 えるとき | | 5円37銭に、24 時間を超える 12時間ごとに 2円69銭を加 算した額 | | | |
| 係留 指定 施設 | 船長5メートル未満の船舶 | 1月1 隻 | 1,750円 | 1 公用船、漁 船、救助船 及び避難船 について は、免除す る。 2 定期船に ついては、 左記使用料 の額の半額 とする。 | |
| | 船長5メートル以上の船舶 | | 2,600円 | | |
| 野積場 漁具干場 各種漁港施設の敷地 | 1年 1平方メートル | | 480円 | 工作物を設置 する目的で使 用するとき は、左記使用 料の額の倍額 とする。 | |

| | | | |
|-----|----------------|---------------|-------|
| | 可動橋 | 1トン1回 | 2円64銭 |
| | 道路 | 1年 1平方メートル | 740円 |
| 占用料 | 電柱(支柱及び支線を含む。) | 1年 1本 | 540円 |
| | 線管類(上空占用を除く。) | 1年 1メートル | 210円 |
| | 建物その他工作物 | 1年 1平方メートル | 870円 |
| | その他のもの | 1年 1平方メートル | 430円 |

注

- 1 占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割計算をもってし、なお1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 2 面積、長さ又は重量の単位未満の数値又は単位未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 3 料金の総額に10円未満の端数を生じたときは、切り上げる。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由 国土交通省及び水産庁が、全国の放置艇の解消を目標に「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」を策定したことに伴い、本市の漁港区域内で船舶を係留する行為を許可制に変更するにあたり、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第68号

国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年9月3日提出

国東市長 三河 明史

国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例(平成26年国東市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第35条第3項中「同条第4項第3号ロ(1)」を「同条第4項第3号イ(ア)」に、「同号ロ(2)」を「同号イ(イ)」に改める。

第36条第3項中「同条第4項第3号ロ(1)」を「同条第4項第3号イ(ア)」に、「同号ロ(2)」を「同号イ(イ)」に改める。

第42条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)

第42条第5項中「前項」の次に「(同項第2号に係る部分に限る。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 69 号

国東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

国東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

国東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年国東市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項中「家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、「同号」を「第 1 項第 3 号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)

第 6 条第 5 項中「前項」の次に「(同項第 2 号に該当する場合に限る。)」を加える。

第 37 条第 4 号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため提出する。

議案第 70 号

国東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

国東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

国東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 30 年国東市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

| | |
|---|--|
| テレビ 冷蔵庫 洗濯機 エアコン (各 1 品につき) | |
|---|--|

」

を

「

| | |
|---------------------------|----------|
| テレビ 冷蔵庫 洗濯機 エアコン | 各 1 品につき |
|---------------------------|----------|

」

に、

「

| | | | |
|-------|----------|--------------------------------|------------------------|
| し尿汲取り | 定額制によるもの | 人頭割 1 世帯 1 人につき | 月額 264 円 |
| | | 回数割 汲取 1 回につき 無臭トイレは汲取 1 | 基本料金 110 円 220 円 |

| | | | |
|--|----------|-------------|-------|
| | | 回につき | |
| | 従量制によるもの | 100 リットルにつき | 748 円 |

を
「

| | | | |
|-------|------|---------------------------|---------|
| し尿汲取り | 定期収集 | 50 リットル未満 | 500 円 |
| | | 50 リットル以上 1 リットル増すごとに | 10 円 |
| | 臨時収集 | 200 リットル未満 | 2,000 円 |
| | | 200 リットル以上 1 リットル増すごとに | 10 円 |

に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由 公共下水道・合併浄化槽の普及に伴い、し尿収集量の減少が顕著であるため、収集運搬処理に要する経費の見直しを行い、汲み取り料金及び料金体系の再構築をするにあたり、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

諮問第 5 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 国東市武蔵町

氏 名 とき 時 えだ 枝 ゆ 由 み 美

生年月日

令和 2 年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 令和 2 年 12 月 31 日に前任者の任期が満了するため、次期委員候補者として時枝由美氏を推薦することについて、議会の意見を求める。